

平成 27 年 天草市農業委員会第 6 回総会議事録

平成 27 年 6 月 25 日天草市民センター大会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（28 名）

| | | | |
|------|--------|------|-------|
| 1 番 | 鶴田雄士君 | 2 番 | 稲田秀敏君 |
| 3 番 | 君 | 4 番 | 川口直君 |
| 5 番 | 武内正俊君 | 6 番 | 森本文隆君 |
| 7 番 | 佐々木碩哉君 | 8 番 | 君 |
| 9 番 | - | 10 番 | 君 |
| 11 番 | 浦上廣幸君 | 12 番 | 山本友保君 |
| 13 番 | - | 14 番 | 君 |
| 15 番 | 山下和弘君 | 16 番 | 川峯正美君 |
| 17 番 | 川崎真志男君 | 18 番 | 森岡一正君 |
| 19 番 | 黒川紀世子君 | 20 番 | 橋本正寛君 |
| 21 番 | 宮崎義一君 | 22 番 | 森下雅成君 |
| 23 番 | 滝下清三郎君 | 24 番 | 山田勝彦君 |
| 25 番 | 君 | 26 番 | 柴田真一君 |
| 27 番 | 山本隆久君 | 28 番 | 松岡健吾君 |
| 29 番 | 君 | 30 番 | 小川浩治君 |
| 31 番 | 松原高弘君 | 32 番 | 君 |
| 33 番 | 戸谷泰典君 | 34 番 | 倉田喜一君 |
| 35 番 | 池田裕之君 | 36 番 | 梅田良二君 |
| 37 番 | 君 | 38 番 | 本田実君 |

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（8 名）

| | | | |
|------|-------|------|--------|
| 3 番 | 川原昭雄君 | 8 番 | 中村三千人君 |
| 10 番 | 江良邦勝君 | 14 番 | 福本富人君 |
| 25 番 | 前田達也君 | 29 番 | 小堀田幸一君 |
| 32 番 | 松川兼光君 | 37 番 | 平岡秀樹君 |

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 事務局長 | 林 泰裕 | 局長補佐 | 藤本 寿 |
| 主 幹 | 瀧本由一 | 主 査 | 寺澤 大介 |
| 書 記 | 川中浩一朗 | | |

4、議事日程

開 会

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議第35号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議第37号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第6 議第38号 非農地通知書交付申請について
- 日程第7 議第39号 平成27年度農業委員会活動の目標及びその達成に向けた計画について
- 日程第8 報告事項について

閉 会

開 議 午後2時00分

○事務局（林泰裕君） 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから平成27年第6回総会を開会致します。携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えをお願いします。初めに鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さんこんにちは。今年は雨の多い1年でございまして、11日には大雨の被害も出ているようでございます。しばらくは続くと思います。水害や日照不足による農作物への影響が大変懸念されるところでございます。

さて、これまで何回か7月から権限移譲ということでお話ししておりましたけれど、来月の許可から今までの県知事許可から市長許可ということになりましたので、これからもより慎重に審議をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、本日もよろしく申し上げます。

○事務局（林泰裕君） ありがとうございます。本日は8名の委員から欠席の届出が出ておりますが、総会は成立しております。それでは議事の進行は鶴田会長に申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、33番、戸谷泰典委員、34番、倉田喜一委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第2、議第34号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について、一括して説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②③をご覧ください。1番について説明します。本渡町の譲受人は新和町の譲渡人より、本渡町の田619㎡、畑251㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。

○事務局（瀧本由一君） 2番について説明します。栢宇土町の譲受人は、栢宇土町の譲渡人より、栢宇土町の田2筆2,479㎡を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、水稻を栽培される計画です。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。栢宇土町の譲受人は栢宇土町の譲渡人より、栢宇土町の田2,479㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。

○事務局（瀧本由一君） 4番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の畑1筆1,087㎡を、贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、からいもを栽培される計画です。

○事務局（川中浩一朗君） 5番について説明します。栖本町の譲受人は阿蘇市の譲渡人より、栖本町の田2筆1,933㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻をされる計画です。

6番について説明します。栖本町の譲受人は栖本町の譲渡人より、栖本町の田640㎡を贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻をされる計画です。

○事務局（瀧本由一君） 7番について説明します。新和町の譲受人は、新和町の譲渡人より、新和町の畑1筆3,261㎡を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、果樹を栽培される計画です。

8番について説明します。天草町の譲受人は、茨城県の譲渡人より、天草町の畑3筆231㎡を、贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○1番（鶴田雄士君） 1番、鶴田です。1番について説明致します。先程事務局からの説明のとおり、新和町の譲渡人から本渡町の譲受人への売買による所有権移転を申請されたものです。20年程前から耕作されていたということで今回話し合いがついて売買されることになりました。場所は、染岳山の麓の山口運動広場付近です。ご審議の方、よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に2番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○16番(川峯正美君) 16番、川峯です。3条の2番について説明致します。所在地、地目、面積については事務局の説明のとおりでございます。場所は国道266号線、大橋のバス停を山に1.5km程入ったところに譲受人の家があり、その下に申請地があります。譲渡人の方が譲受人よりも若いのですが、病気のため譲るといことです。それと、譲受人の家のすぐ下に申請地があるものですから、売買で譲り受けるということになりました。譲受人が80代ということで、耕作できるのか聞いてみたところ病気はなく、元気になっているということで問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○16番(川峯正美君) 16番、川峯です。3条の3番について説明致します。所在地、地目、面積については事務局の説明のとおりでございます。場所も先程言いました国道266号線の同じ方向に250m位山に入るところになります。譲渡人が病気で耕作することができなくなったので譲受人との間で売買にて所有権移転したいということになりました。野菜を作られるということでなんら問題ないと思います。ご審議、ご承認をよろしくお願い致します。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○7番（佐々木碩也君） 7番、佐々木です。4番について説明致します。場所ですが城河原の中央より西に1km少し行ったところでございます。兄弟で営農されているのですが、それぞれ勤めながらされています。弟から兄へ渡されるとのことです。兄弟間でなんら問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に5番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○21番（宮崎義一君） 21番、宮崎です。5番、6番は譲受人が同一でございますので、続けて説明してよろしいですか。

○議長（鶴田雄士君） はい。

○21番（宮崎義一君） 5番から説明致します。これは譲渡人が2年位前に農業を辞めるといことで市外に出られていました。譲受人と譲渡人は従兄弟同士になります。譲受人は2年程前、親が高齢でどうにもならないといことで天草に戻って来られまして、農業を引き継ぐといことでございまして話がまとまりました。

次の6番は親子間の贈与でございます。なんら問題ないと思いますので、ご審議をよろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に7番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○18番（森岡一正君） 18番、森岡です。7番について説明致します。申請地は事務局説明のとおり新和町大多尾で、下浦町金焼の真向かいになります。ということで、ここは40年前構造改善で甘夏園をしたところの農地でございます。そういったところで譲渡人の農地の半分はデコポンに切り替えておられまして、半分はそのまま甘夏が植わったままになっ
とつとですよ。それを譲受人の隣接地ということと、譲渡人がデコポンで手一杯で甘夏は
いらないということで売買の話になったそうです。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に8番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 本日、担当委員さんが欠席でございますが、説明原稿を預かって
おりますので読ませていただきます。申請地は、天草町下田南の国道周辺に点在する畑で
す。譲渡人が関東に住んでおられ、農地を管理できない事から、以前から親交があった譲
受人に無償で譲渡されると聞いております。現地も畑として耕作されており、特に問題は
ないと思われますのでご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第35号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に

ついてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。

1番について説明します。大阪府の申請人は貸駐車場を拡張するため、本渡町の田8.48㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。既に整地してあるため、始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。1番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり駐車場として利用したいというものです。場所は西の久保公園入口近くです。資料④は1ページ2ページをご覧ください。写真のとおり駐車場の一部として利用してあるため、始末書が添付されております。申請人は県外在住のため、近くにお住いの娘が管理されます。雨水は道路側溝を利用されます。2ページに水路が書いてありますが、こちらに放流されます。隣接同意書も添付してあり特に問題ないかと思えます。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 2番について説明します。城下町の申請人は、貸駐車場としたいため、本渡町の畑11筆909.07㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。既に整地してあるため、始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。2番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり駐車場として利用したいというものです。場所は九州産交バス車両置き場付近です。資料④は3ページ4ページ、現地の状況は前方のスクリーンをご覧ください。土地区画整理地ですが、写真のとおり雑草が生い茂り雑種地のため、始末書が添付されております。車19台分となっております。砂利敷き駐車場で雨水は自然排水及び道路側溝を利用さ

れます。特に問題ないかと思えます。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。亀場町の申請人は貸駐車場とするため、亀場町の田1,482㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております。基準に適合しています。既に造成してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保君） 12番、山本です。4条の3番を説明致します。場所は亀川・牛深線に三菱キャタピラーがありますが、その近くの農地になります。亀川在住の申請人は、田1,482㎡を貸駐車場に転用したいというものです。この農地は申請者の父が生前に計画を立ててそして盛り土をして造成されましたが、まもなく死亡されたため今回相続された娘が父の計画を実行したいということであります。既に盛り土してありますので、始末書が添付されています。駐車場でございますので、給水はありません。排水は敷地内に排水溝を作って裏の排水路へ流しますということでございます。区長からの排水同意と隣接者の同意も添付してございます。特に問題ないと思われますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（寺澤大介君） 4番について説明します。志柿町の申請人はコインランドリー店舗用地とするため、志柿町の畑346㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可

基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既にコインランドリー店舗として利用しているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。4番について説明致します。場所は知ヶ崎住宅団地の一角です。何べんも総会で説明していますが、瀬戸海峡の掘削事業で区画整理してあるところの一部です。写真の右の方は国道です。国道の横にコインランドリーが既に建っていますので、始末書もついております。10年位前に建てたそうです。給水は市上水道より、排水は下水道へ流されます。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（川中浩一朗君） 5番について説明します。倉岳町の申請人は貸駐車場を建設するため、倉岳町の田538㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。なお、すでに工事済みですので、始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○2番（稲田秀敏君） 2番、稲田です。5番について説明致します。ただいま事務局が説明しましたとおり、この土地は昭和47年1月の上天草大水害で被害を受けて田が埋まったということで災害復旧のために廃土処理で埋め上げたということです。昭和63年12月頃から埋め立てて地域住民の駐車場として無料で提供されています。始末書や区長からの排水同意も添付されており、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（川中浩一朗君） 6番について説明します。倉岳町の申請人は牛舎及び運動場を建設するため、倉岳町の田1,245㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は農用区域内農地となっております。農用区域内農地は原則転用許可できませんが、農業用施設用地として用途区分が行われている農地で農業用施設を建設する場合は例外的に許可することができることとなっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○2番（稲田秀敏君） 2番、稲田です。6番について説明致します。申請者は現在兄弟でたばこ約2.5ha、繁殖成牛を約100頭飼っておられます。申請地は牛舎480㎡、運動場765㎡を申請されていますが、今後繁殖牛を150頭まで増やそうという計画を持っていらっしゃいます。また、資金計画書、事業計画書等も提出され、区長からの同意も提出されています。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 7番について説明します。熊本市の申請人は、個人住宅を建築したため、久玉町の畑1筆162㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に建築してあるため、始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 本日、担当委員さんが欠席でございますが、説明原稿を預かっておりますので読ませていただきます。申請地は、久玉町の国道周辺に位置し、数十年前に親戚が家屋を建築したものです。隣接同意、排水同意も添付され始末書も提出されております。特に問題はないと思われまますのでご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に8番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 8番について説明します。牛深町の申請人は、宅地拡張したいため、牛深町の田1筆1,289㎡の内71.35㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○33番（戸谷泰典君） 33番、戸谷です。8番について説明致します。場所は旧天附小学校から砂月海水浴場に行く途中にあります。周囲は宅地ですが、自宅へ車が通る通路として利用したいとの転用です。この後5条申請でも手前の土地が出てきます。ともに進入路として利用することです。問題はないかと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に9番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 9番について説明します。河浦町の申請人は、植林したいため、河浦町の田3筆2,172㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております。基準に適合しています。既に植林してあるため、始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○5番（武内正俊君） 5番、武内です。場所につきましては、河浦町新合地区の国道266号線から脇道にちょっと入ったところですが、スクリーンを見てお分かりのように、植林が既になされております。30年前に植林されているそうです。後継者が5年前に天草に帰ってくるといことで確認したところ転用許可を受けていないということで、今回申請になったわけでありまして。周囲の同意ももらってあります。始末書も添えられております。区長の排水同意もあります。どうかご審議の上ご承認お願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第36号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 引き続き、お手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。浄南町の譲受人は、個人住宅を建築したいため、広島市の譲渡人から、丸尾町の畑2筆274㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。1番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり売買により取得し自己住宅を建築したいということです。資料④は19ページ、20ページをご覧ください。現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。場所は天草ハローワークの近くとなっております。住宅木造2階建てとなっております。給水は市水より、生活排水等は公共下水道へ、雨水は道路側溝を利用されます。周囲は宅地化が進んでおり特に問題ないかと思っておりますので、ご審議よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明致しました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。瀬戸町の借受人は薬局及び駐車場とするため、八幡町の貸渡人から八幡町の田661㎡を賃貸借契約により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。一般基準については記載のとおり

となっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。2番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり賃借権設定により借り受けて、薬局、駐車場にしたいということです。資料④は21ページ、22ページをご覧ください。現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。2階建ての木造と駐車場が車20台分となっております。給水は市水より、生活排水等は公共下水道へ、雨水は道路側溝を利用されます。周囲は宅地化が進み、農地がありませんので特に問題ないかと思えます。ご審議よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。瀬戸町の譲受人は診療所兼住宅とするため、八幡町の譲渡人から八幡町の田330㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。3番について説明致します。申請地は事務局説明のとおり、売買により取得し、診療所兼自宅を建築したいということです。場所は八幡様の近くで、2番でご承認いただきました隣接地となっております。資料④は23、24ページをご覧ください。給水は市水より、生活排水等は公共下水道へ、雨水は道路側溝を利用されます。周囲は宅地化が進み、農地がありませんので特に問題ないかと思えます。特に問題ないかと思えますので、よろしくご審議お願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 4番について説明します。川原町の譲受人は建売住宅を建築するため、福岡市の譲渡人から本渡町の田465㎡のうち187.49㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に整地してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。4番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり売買により取得し建売住宅を建築したいというものです。場所はパチンコ夢屋の近くで、資料④は25、26ページをご覧ください。現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。既に造成してありますので、始末書が添付してあります。1棟の住宅です。給水は市水より、生活排水等は公共下水道へ、雨水は新設側溝を設置し水路へ放流します。隣接農地もなく特に問題ないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 5番について説明します。本渡町の借受人はアパートを建設するため、本渡町の貸渡人から本渡町の畑2,237㎡を使用貸借契約により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、水管と下水管が埋設されている道路の沿道区域にあり、500m以内に教育施設、医療施設があるため農地区分は第3種農地となります。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。5番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり使用貸借権設定により借り受け、アパートを建築したいというものです。申請地は父親が3年程前まで施設園芸をされていましたが、高齢で作業が困難になり農用地区域から除外されたところになります。建物4棟分と車32台分の駐車場となっております。給

水は市水より、生活排水等は公共下水道へ、雨水は道路側溝を利用されます。隣接農地の同意書も添付してあり特に問題ないかと思しますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 6番について説明します。北浜町の借受人は太陽光発電施設を設置するため、神奈川県の新渡戸から本渡町の畑1,244㎡を賃貸借契約により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。6番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり賃借権設定により借り受け、太陽光発電施設を建設したいというものです。場所は長島茂雄球場の近くになります。資料④は29、30ページ、現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。申請人の妻の実家が横にあります。その上に5、6年前まで耕作されていましたが、現在は写真のとおり急傾斜地で草木が生い茂っております。造成され、東側農地に影響ないようになさるそうです。計画概要といたしまして、発電出力49.5kw、パネル200枚となっております。必要書類は全て添付してあります。雨水は自然排水及び道路側溝を利用されます。問題ないかと思しますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 7番について説明します。宮地岳町の譲受人は農業用倉庫及び通路とするため、本渡町の譲渡人から宮地岳町の田14㎡、畑112㎡を売買により譲り受け、

転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に倉庫と通路として利用しているため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○16番（川峯正美君） 16番、川峯です。7番について説明致します。申請地は事務局説明のとおりでございます。場所は宮地岳郵便局より新和方面に少し行ったところになります。スクリーンをご覧いただいてもらうと分かるように、既に通路として使用しており、倉庫も建築してあるため始末書が添付されています。20年前に地主に了解を取り、使っていたとのことです。排水関係につきましては区長さんの同意もついております。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に8番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 8番について説明します。志柿町の譲受人は、個人住宅を建築したいため、熊本市の譲渡人から、志柿町の畑1筆543㎡の内197.20㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。8番について説明致します。場所は知ヶ崎の住宅団地の一角です。資料④の33ページを見ていただくと分かりますように、宅地です。譲渡人は熊本市となっておりますが、元は志柿町です。譲受人も譲渡人も同じ地域の人でございます。ここに住宅を建てたいということで、売買が成立したということです。給水は市上水道、汚水・生活雑排水は下水道へ流されます。周囲は全て宅地でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に9番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 9番について説明します。京都市の譲受人は貸駐車場とするため、人吉市の譲渡人から下浦町の畑314㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。一部倉庫を建ててあるため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。事務局から説明がありましたけれども、資料④は35ページです。場所は下浦の金焼に行くところでございます。土地を買われる方は京都に今はお住まいですけれども、もうすぐ定年退職されたら天草へ帰って来られるということです。図面を見ていただくと分かりますように、周囲は駐車スペースが全然ございません。そこでここを駐車場に転用して自分の車の駐車場と残りも近所の方に使ってもらいたいということで相談がありました。区長の同意もとってあります。小屋が建っているので始末書が添付してあります。

どうぞご審議の方よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に10番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 10番について説明する前に、資料③の6ページ、10番案件の上から8段目、施工済みと記載しておりますが、28年3月31日までの計画でした。申し訳ありません。それでは10番について説明します。本町の譲受人は自己住宅を建築するため、本町の譲渡人から本町の田294㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。10番について説明致します。まず場所ですが、五和線と本町線が交差する三叉路から少し本町の方に行ったところでございます。ここは以前総会にて板金工場を建てるということで申請がなされたところの隣になります。譲受人は借家住まいのためにどうしても自分の住宅がいるっちゅうようなことで今度申請されたわけでございます。右の方が国道になっておりますので、手前に来て家を建てられるわけです。区長の同意と隣接同意が添付してありますが、写真でいうと右側、申請地の南側の方から同意を得られていません。計画では申請地の南側に駐車スペースを取っており、農地からは7、8mは離れるということでした。南東に位置する農地の方になるので、家が建っても作物への影響がないと思います。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました10番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に11番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（川中浩一郎君） 11番について説明します。北浜町の借受人は太陽光発電施設を設置するため、倉岳町の貸渡人から倉岳町の田651㎡を賃貸借契約により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○2番（稲田秀敏君） 2番、稲田です。11番の説明を致します。資料④は39、40ページです。譲渡人と譲受人は友人であり、賃借契約を20年間結ばれます。パネル200枚、発電出力49.5kwの太陽光発電施設を設置し売電するという計画です。事業計画書、資金計画書を提出されています。現地は見に行ったところ荒廃地でございました。隣接する地主の方が大阪に住まわれていまして、連絡が取れない状態なので、同意書を取れない理由書を提出してあります。その外は区長の同意書等もありますし、なんら問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました11番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に12番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（川中浩一郎君） 12番について説明します。栖本町の譲受人は宅地拡張するため、栖本町の譲渡人から栖本町の畑124㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。なお、すでに工事済みですので始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○事務局（川中浩一郎君） 本日、担当の前田委員が欠席でございますが、説明原稿を預かっておりますので読ませていただきます。申請地は、栖本町打田にあり、現在垣根を植樹し庭にされております。本来であれば5年程前宅地として造成した際に転用申請をするべきであったのですが、申請漏れに気づき今回申請されました。区長からの排水同意と始末書も添付されておりますので、特に問題はないと思われまのでご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました12番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に13番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 13番について説明します。牛深町の譲受人は、自宅へ通じる通路を確保したいため、牛深町の譲渡人から、牛深町の田1筆3,547㎡の内37.97㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○33番（戸谷泰典君） 33番、戸谷です。13番について説明致します。先程4条の8番で出てきた案件の関連です。写真の奥に見えるのが、申請人の自宅になります。そこに侵入

するための通路として利用したいということで、問題はないかと思っておりますのでよろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました13番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第37号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第37号について説明します。資料②の7ページからご説明致します。1番の所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が10件、再設定の計画が4件、合計で15件、総面積は62,320㎡となっております。なお、7ページに上程しておりますのが所有権移転の計画でございますが、本申請は、農業経営基盤強化促進事業により、熊本県農業公社が新和町の田1筆11,450㎡を売買により取得したいというものです。今後、諸手続きを経て、最終的には受け手へ所有権移転が行われる予定です。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生産法人以外の法人であり、11ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」全て満たしております。なお、1番の所有権移転の計画、6番、7番、8番、9番の利用権設定の計画については、農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)の③に掲げる要件を満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありましたが、各担当委員からの補足説明はありませんか。

（ありませんの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました所有権移転1件、利用権設定14件につきまして質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、議第38号、非農地通知書交付申請についてを議題と致し

ます。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第 38 号について説明します。資料②の 12 ページからご説明致します。非農地通知書交付申請件数が、下浦町 1 件、総面積は 1,662 m²となっております。担当農業委員、事務局職員で現地確認を実施し、13 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、スクリーンに映しますので、ご意見を伺いたいと思います。

○事務局（瀧本由一君） ただいまのスライドは、資料②12 ページの、1 番、下浦町の申請地です。以上です。

○28 番（松岡健吾君） 28 番、松岡です。申請地は地主が亡くなられて市外の方が所有しております。周囲は全て山です。いつ畑やったか私も知りません。

○議長（鶴田雄士君） それでは、資料の現況地目のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、山林として認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 7、議第 39 号、平成 27 年度農業委員会活動の目標及びその達成に向けた計画についてを議題と致します。内容について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤本寿君） それでは、平成 27 年度農業委員会活動の目標及びその達成に向けた計画についてご説明致します。資料⑤をご覧いただきたいと思います。これは、4 月の総会におきまして、皆様方にまず 26 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の案と 27 年度の目標及びその達成に向けた活動計画案ということで説明させていただき、ご了解をいただきました。その後、市のホームページの農業委員会のページに 5 月の初めから 6 月の初めまで 1 カ月間掲載いたしまして、市内の農業従事者の意見を募ったわけですが、意見は一切ございませんでした。従いまして、皆様方からご承認いただきました案をそのまま本日案としてご提案させていただいています。これをもちまして、今後一年間の活動計画並びに 26 年度の活動の点検・評価ということでご了解いただきたいと思っております。内容につきましては、4 月の総会の分と全く同じとなっております。よろしくをお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました平成 27 年度農業委員会活動の目標及びそ

の達成に向けた計画について皆さんからご意見、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご意見がありませんので、目標達成に向けて皆様のご協力をよろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程 8、報告事項について事務局より各種の届けがあったものについて報告をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 報告事項につきましては、許可不要転用届け、4条関係が新和町1件、田の一部に農作業道を整備したいというものでした。農地利用・形状変更届はありませんでした。

以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 27 年天草市農業委員会第 6 回総会を閉会致します。

午後 3 時 15 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 戸谷泰典

署名委員 倉田喜一

